

令和7年度那覇市学校給食センターボイラー管理業務委託契約書（案）

那覇市（以下「甲」という）と、（以下「乙」という）とは、那覇市学校給食センターのボイラー管理業務について次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、那覇市学校給食センターのボイラー管理業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託業務の範囲）

第3条 別紙仕様書のとおりとする。

（委託料）

第4条 委託料は、年額 円（うち消費税及び地方消費税額 円）とする。

（1）支払方法は、年額を12か月で分割し、毎月支払う。

（2）乙は、1か月分ごとに請求書を作成し、定められた請求先へ速やかに提出するものとする。

（3）甲は、乙の請求に基づき、請求日より30日以内に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき免除する。

（秘密の保持）

第6条 乙は、善良な管理者の注意をもって委託業務を処理するものとし、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（調査等）

第7条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め又は委託業務の処理に関して必要な指示を与えることができるものとする。

（再委託の禁止）

第8条 乙は委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託することができない。

（解除等）

第9条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

（1）乙がこの契約に違反したとき。

（2）乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

（3）乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は甲にその損失の補償を請求することができない。

（損害賠償）

第10条 乙の従業者が、委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙はその損害を

賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に侵害を与えたときも、同様とする。

(契約の費用)

第 1 1 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第 1 2 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙

別表

履行月	支払額	
令和7年4月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和7年5月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和7年6月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和7年7月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和7年8月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和7年9月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和7年10月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和7年11月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和7年12月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和8年1月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和8年2月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和8年3月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
合計	0 円	(うち消費税及び地方消費税額 0 円)